

第5次計画における現状・課題及び当該計画に位置付けた事業に係る新規追加部分（赤）の説明

基本的な課題1 労働の場における男女共同参画の促進			
現状と課題	理由(国計画案 該当箇所)	新規取組・組換えた取組	県計画頁行(国計画案)
就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。就業は、生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものであり、男女共同参画社会の実現にとってこの分野は極めて重要な意味を持っています。			
令和元年度に県が行った「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」によると、ワーク・ライフ・バランスに積極的な事業所の割合は、6割となっています。	←調査の実施主体の明確化	○働き方改革に取り組む企業の登録制度 (雇用労働課) ○県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備 (総務課、行政改革推進課、教育総務課、(警)警務課)	P47L18 (P32L14～P33L17) P47L27 (P31L7～P34L17)
長時間労働等を前提とした従来の働き方により、特に女性が十分に活躍できない状況を見直し、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、人々の健康を維持し、地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、男女が安心して子育てや介護等を行い、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要です。 ワーク・ライフ・バランスを推進することは、企業にとっては、従業員の満足度を向上させ、優秀な人材を確保し、企業の競争力や生産性の向上、更に業務の効率化や企業価値の向上につながる経営戦略としても注目されています。 仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成、長時間労働の抑制、多様な働き方の普及など職場環境の整備等を進めていくことが必要です。			
また、男女ともに能力発揮を促進するためには、職場において健康が確保される環境を整備することが重要であり、特に、女性の母性 ^{*5} が尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することが不可欠です。		○県職場等におけるメンタルヘルスのためのストレスチェック制度や心の健康相談の実施 (総務ワークステーション、(企)総務企画課、(病)経営管理課、(警)厚生課) ○県立学校におけるストレスチェック制度の実施 (学校安全保健課) ・労働教育講座の開催(再掲) (雇用労働課)	P49L33～36 (P32L1～8) P50L7 (P31L6～P39L6)
平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」については、これまでの取組を進めてもなお、女性の力が潜在化している現状を踏まえ、同法律の一部を改正する法律が令和元年5月に成立、6月に公布され、一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象が拡大されます。	←令和元年5月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の一部改正を反映	○男女共同参画推進連携会議女性活躍推進特別部会シンポジウムの開催 (男女共同参画課)	P48L13 (P36L19～29)
また、長時間労働の是正、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差をなくすための同一労働・同一賃金のための規定整備及びパワーハラスメント対策の法制化等の働き方改革関連法等が施行されました。	←働き方改革関連法案の成立を反映(国 P6L24: 女性活躍推進のための法律・制度が相当程度整備)	○ホームページ、メールマガジン等によるハラスメント防止への普及啓発 (男女共同参画課) ○ハラスメント対策の周知 (雇用労働課) ○県職場におけるパワーハラスメント・セクシュアルハラスメントの防止 (総務課、(警)警務課) ○公立学校等におけるパワーハラスメント・セクシュアルハラスメントの防止 (教)教育総務課、(教)教職員課	P49L1 (P35L24～27) P49L3～7 (P35L28～32)
このように、労働者を取り巻く状況は、各労働関係法令の改正などにより法制面での労働環境の整備・充実を図られたものの、M字カーブ ^{*6} の傾向は依然として見られます。また、「令和元年度ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」によると、女性管理職のいない事業所の割合は、平成27年度が4割以上であったのに対し、2割弱となっており改善がみられます。	←M字カーブ時点修正・分析(国 P7L4: M字カーブ問題は確実に解消に向かっている) ←調査結果時点修正		
一方で、増加した女性就業者には非正規労働者が相当数含まれ、また、男性に比べ女性のほうが非正規労働者となる割合が高い現状があるなど課題は残っています。	←非正規労働者に関する課題の反映(国 P7L18: 正規と非正規の給与等格差⇔男女間待遇差)	○女性リーダー養成講座(女性のための起業支援講座)の開催(再掲) (男女共同参画課) ○女性リーダー養成講座(女性のための就労支援講座)の開催 (男女共同参画課)	P51L23 (P39L21～23) P52L2 (P39L13～17)
他方、農林水産業について見ると、本県では、農林水産業従事者に占める女性の割合は、平成27年で農業42.1%、林業18.8%、漁業21.0%と、農山漁村の活性化や農林漁業の振興において女性が重要な役割を果たしています。農業、林業、水産業それぞれにおいて、女性の経営への参画を促し、女性が働きやすい就農支援や作業環境の整備を進めることが重要です。	←担い手支援課 時点修正	○地域農業・産地力アップ女性リーダー講座の開催 (担い手支援課) ○若手女性農業者の知識・技術力向上のための研修会の開催 (担い手支援課) ○女性リーダー養成講座(女性のための就農支援講座)の開催 (男女共同参画課) ○女性林業者の知識・技術力向上のための研修支援 (森林課)	P50L26 (P44L3～18) P50L27 (P45L1～12) P50L32 (P44L3～18) P50L28 (P44L19～24)
新型コロナウイルス感染症拡大により活用が進んだテレワークは、「柔軟な働き方」としての新たな可能性をもたらす結果となり、このことは、地方創生や在宅での働き方の普及による男性の家事・育児等への参画を促す契機と捉えることもできます。	←新型コロナウイルス感染症拡大により顕在化した可能性(国 P3L35: 仕事でのオンライン活用の急拡大により、新しい		

<p>今後も、継続就業を望んでいる女性が子育て・介護等により就業を中断することなく継続できるよう一層支援するとともに、子育て・介護等により就業を中断した女性に対しても、意欲と能力を生かす再就職、起業の実現など魅力ある雇用環境の整備などの切れ目ない支援が何より必要であり、このことが、持続可能な社会の実現や地域創生につながります。</p>	<p>働き方の可能性広がる→在宅での働き方の普及は男性の家事・育児等への参画の好機 →本格的な人口減少社会への対応（国 P5L3: 地方において女性が能力を発揮して働ける環境の整備の推進が重要⇨経済社会の持続可能性の向上）</p>	
--	---	--

基本的な課題2 ライフステージに応じた男女共同参画の促進

現状と課題	理由(国計画案 該当箇所)	新規取組・組換えた取組	県頁行(国)
<p>子の養育、家族の介護等の家庭責任の多くは女性が担っているという状況の中で、男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、家族を構成する男女が相互に協力をするとともに、社会の支援を受けながら、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と仕事、地域活動等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。</p> <p>また、女性だけでなく男性にとっても、家庭生活に目を向けることは、青少年の健全育成や高齢期を含めた生活を充実して送る上でも重要な課題でもあります。</p>	<p>←性別役割分担意識の例示 ←性別に関わらず、ライフステージに応じた男女共同参画を推進するために必要なことを例示して説明 (国 P5L28、P6L8、P14L21)</p>	<p>・保育所等施設整備の助成（子育て支援課） ○（仮）結婚から子育てまで応援アプリ及びウェブ運用管理事業（子育て支援課） ○子育て世代包括支援センター支援事業（児童家庭課） ○「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置への支援（児童家庭課）</p>	<p>P53L23 (P92L17~18) P54L32 (P92L8~P93L4) P54L33 (P79L10~13) P54L34 (P60L3~10)</p>
<p>ワーク・ライフ・バランスを実現することは、人々の健康を維持し、地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、男女が安心して子育てや介護等を行い、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要です。</p>	<p>←ワーク・ライフ・バランスのうちのライフの部分の説明 (注：骨子案組換えによる追加) (国 P5L28)</p>	<p>○家庭教育支援チーム設置市町村への支援（生涯学習課）</p>	<p>P53L27 (P92L8~33)</p>
<p>家庭生活においては、大人も子どもも誰もが家族の一員として参画し、男女がともに協力し合うことが重要です。子育て・介護についても、その負担が女性に集中することがないよう、家族の支え合いが不可欠であり、また、子育て・介護を行う人が孤立することなく、安心して子育て・介護ができるよう、地域社会全体で支えることが必要です。</p>		<p>○見守りネットワークの整備支援（高齢者福祉課） ○介護支援専門員の養成（高齢者福祉課） ○男女共同参画週間（6月23日~29日）における広報啓発（男女共同参画課）</p>	<p>P66L6 (P72L18~20) P55L5 (P72L3~8、P93L4~10) P55L22 (P99L19~22)</p>
<p>さらに、人口減少が進む中、将来にわたり地域社会の活性化を図るためには、意欲と能力を持った女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりが必要であることを認識し、地域における男女の活躍を推進していくことが重要です。</p>		<p>○出前説明会等の実施（県民生活・文化課） ○ボランティア活動への参加促進（県民生活・文化課）</p>	<p>P56L12 (P46L6~8) P56L13 (P46L6~8)</p>

基本的な課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

<p>政策・方針決定過程^{※7}に男女が共同して参画する機会が確保されることは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の基盤を成すものです。また、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある経済社会を構築するためにも、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取入れ、あらゆる分野において、男女共同参画・女性の活躍の視点を常に確保し施策に反映するとともに、女性の能力発揮を支援し、政策・方針決定過程への女性の参画を進めることが重要です。</p>	<p>←SDGsの趣旨反映（国 P8L19） 「持続可能な開発のための2030アジェンダ前文:アジェンダ全体の実施において「ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していく」(国 P12L12)</p>	<p>○地域農業・産地力アップ女性リーダー講座の開催（担い手支援課）</p>	<p>P57L35 (P44L3~18)</p>
<p>国際社会においては、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）において、政治・経済・公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられ、諸外国においては、女性の参画拡大が急速に進められています。</p>	<p>←SDGsの経緯、進捗状況の説明 (国 P3L7、P7L9)</p>		
<p>これを受け、国においても、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるように期待する。」との目標を掲げ取組を進めてきたが、達成は難しい状況となり、引き続き、取組を加速することとされました。</p>	<p>←国の取組が進まなかった状況の説明 (国 P14L14)</p>		
<p>本県においても、女性の参画は様々な分野で進んできていますが、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とは言えず、未だに少ないのが現状です。</p> <p>第4次千葉県男女共同参画計画では、本県の審議会等の女性委員の比率40%を令和2年度までの目標として掲げていましたが、令和2年4月1日現在で30.3%であり、全国的に見ても47都道府県中（11月中に判明）44位と、極めて低い状況となっています。引き続き第5次計画でも、女性登用の推進に向け取り組みます。</p>	<p>←県の審議会等の女性委員登用率の時点修正</p>		
<p>また、市町村や企業等における女性登用についても、取組への支援とともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の基本方針に基づく施策の実施状況のフォローアップや公表等の取組を進めていく必要があります。さらに、女性の能力が十分に発揮されるよう、能力開発や積極的な活用を図るとともに、新たな人材の発掘を行うことが重要です。</p>	<p>←女性活躍推進法基本方針における地方公共団体の取組として、女性活躍法に基づく特定事業主行動計画実施状況のフォローアップは有効とされている。</p>		

基本的な課題4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

現状と課題	理由(国計画案 該当箇所)	新規取組・組換えた取組	県頁行(国)
<p>人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。男女を問わず、全ての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。</p>			
<p>しかし、個人の人権に対する重大かつ深刻な侵害であるDVは、身体的暴力だけでなく心理的攻撃、性的強要及び経済的圧迫など、様々な形で社会に存在しています。それがどんな形のものであっても、また、どんな理由があるにしても、暴力は誰に対しても決して許されるべきではありません。</p> <p>また、犯罪となる行為をも含むDVは、家庭内で行われるため同居する子どもにも重大な影響を及ぼすものです。このため、DVは男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題となっています。県及び市町村へのDVに係る相談件数は1万4千件近く寄せられていて、近年横ばいの状態にあります。</p>	<p>←DVの定義、4分類を明確化</p> <p>←DV相談件数、時点修正</p>		
<p>市町村や民間団体との連携を図りながら、DV根絶に向けて広報啓発を一層強化するとともに、相談体制の充実や、DV被害者の保護と生活再建支援などに重点的に取り組んでいく必要があります。さらに、親しい間柄にある若者の間の暴力である「デートDV^{※8}」についても深刻な被害が報告されていることから、DVの加害者にも被害者にもならないように、若者を対象とした予防教育を行うなど、若年層に対する取組も重要です。</p>			
<p>また、県内7カ所の児童相談所での児童虐待の相談件数は、令和元年度に初めて1万件を超え、「しつけと称する体罰」によって子どもの死を招くという深刻で痛ましい事件が残念ながら発生していました。いかなる状況にあっても、子どもが理不尽な虐待を受け、ましてや尊い命を落とすことがあってはなりません。</p> <p>児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要です。</p> <p>DVが生じる家庭においては、子どもにも暴力が及ぶ場合もあり、また、児童虐待防止法においては、子どもがDVを目の当たりにすれば、児童虐待になると規定されています。このように、DVと児童虐待は密接に関連しているため、被害者への支援を行うに当たっては、双方の知識をもって対応する必要があります。</p>	<p>←児童虐待の件数の時点修正、近年の重大な課題・今後の対応とて、「しつけと称する体罰」の取組の強化を明記</p>	<p>○「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置への支援(再掲) (児童家庭課)</p> <p>○切れ目のない支援につなぐ妊娠SOS相談事業 (児童家庭課)</p>	<p>P59L39 (P60L3~10)</p> <p>P59L38 (P79L2~6)</p>
<p>また、国では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力の「集中強化期間」として実効性ある取組を推進することとされています。県においても、性犯罪・性暴力の被害者のプライバシーの保護に万全を期し、被害者の立場に立った相談体制や、医療や法的支援も含めた関係機関が連携し、包括的な支援体制を整備する必要があります。</p>	<p>←国の性犯罪・性暴力強化の方針(3年間)を受け、県の支援体制の構築・支援体制強化を反映(国P10L17、P55L34)</p>	<p>・風俗環境の浄化及び違法風俗営業店等の排除 ((警)風俗保安課)</p>	<p>P61L24 (P66L5~7)</p>
<p>スマートフォンやSNS^{※9}の普及により、様々なメディアを通じて性に関する情報に触れる機会が増加しています。メディア関係者に対しては、表現の自由を十分尊重しつつ、男女共同参画の視点に立った表現や人権を尊重した表現に配慮するよう働きかけていくとともに、受け手側に対しては、メディアから様々な情報を主体的に読み解き、活用する能力を向上させるための取組を推進する必要があります。</p>		<p>・青少年非行防止対策に係る広報・啓発 (県民生活・文化課)</p> <p>○青少年のネット被害防止対策の推進 (県民生活・文化課)</p> <p>○情報活用能力に係る学習機会の充実 ((教)学習指導課)</p> <p>○情報モラル教育研修への講師派遣事業の推進 ((教)児童生徒課)</p>	<p>P62L8 (P65L4~7)</p> <p>P63L22 (P65L4~16)</p> <p>P63L31 (P59L20~23)</p> <p>P63L30 "</p>
<p>新型コロナウイルス感染症拡大により顕在化した男女共同参画における課題として、外出自粛や休業要請等による生活不安・ストレスからくるDVや性暴力の増加・深刻化が危惧されています。誰一人取り残さない社会の実現に向けて、平常時だけでなく、非常時にも機能する相談体制の充実を図り、支援体制につなげることが必要です。</p>	<p>←新型コロナウイルス感染症拡大により顕在化した課題としてDVの増加・深刻化への懸念を反映。(国P3L28)</p> <p>←SDGsの趣旨を反映。(国P11L31)</p>		

基本的な課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

現状と課題	理由(国計画案 該当箇所)	新規取組・組換えた取組	県頁行(国)
ひとり親家庭では、仕事、家事、子育てを、母親か父親のいずれかが全て担う必要があり、経済・教育・健康面などで不安や負担が大きくなっています。多くのひとり親家庭は、経済的に厳しい状況に置かれており、生活の安定と、養育される子どもの健全な成長のため、個々の態様に応じたきめ細かな自立支援が必要です。			
また、フリーターを含む非正規雇用で働く若者などや、ニート・ひきこもり等の若年無業者などで、生活上困難な状況に置かれている人々に対する支援が必要です。 併せて、「家事手伝い」として括られている無業の女性は、潜在化しやすく、支援に結びつきにくいことに配慮する必要があります。			
新型コロナウイルス感染症拡大により顕在化した男女共同参画における課題として、非正規雇用労働者への影響、特に、女性の雇用、所得への影響による経済的困難に陥るひとり親家庭等の増加等が危惧されています。	←新型コロナウイルス感染症拡大により顕在化した課題 (国 P3L30)		
少子高齢化が進展する中で、高齢期の男女や障害のある男女が社会参画の機会を持ち、自立し、いきいきと安心して暮らせる環境整備が必要となっています。 令和元年における本県の高齢化率は26.8%で、令和27年には36.4%になる見込みです。少子高齢化が進む中、近年では、孤独死、老老介護、高齢者虐待や厳しい社会・経済情勢の中での貧困層の増加などが社会問題となっています。例えば、高齢女性の単独世帯の経済的基盤が脆弱であることや、高齢男性の地域における孤立が深刻化していることから、高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりを進めていく必要があります。	←高齢化率 時点修正	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者地域支援マネジャー設置事業の実施 (障害福祉事業課) ○ヘルプマークの普及・啓発 (障害福祉推進課) 	<p>P67L27 (P73L5~10)</p> <p>P67L26 (P72L24~26)</p>
さらに、高齢社会を豊かで活力あるものにしていくためには高齢者を単に支えられる側に位置付けるのではなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として高齢者の役割を積極的に捉え、高齢者が積極的に社会参画し、生活を楽しめる環境づくりを一層充実していくことが必要です。		○交通安全リーダーの育成と自主的な交通安全活動の推進 (くらし安全推進課)	P67L39
また、県内では、身体障害・知的障害・精神障害など障害のある人が増加しており、今後とも、高齢化の進展などにより、増加が予想されます。障害のある人が、男女を問わず、地域の中で自立した生活を送り、社会の構成員として積極的に社会参加をしていくためには、障害のある人の自己決定や自己実現を支援するための仕組みを構築するとともに、福祉サービスの充実と地域基盤の整備を図ることが必要です。加えて、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月1日施行)においても、行政機関や事業者は性別などに応じた配慮を行うことが求められています。		<ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待防止対策の推進 (障害者福祉事業課) ・障害者の多様なニーズに対応した委託訓練(産業人材課) ○高齢者孤立化防止活動「ちばSSKプロジェクト」(しない、させない、孤立化!)の実施(再掲) (高齢者福祉課) 	<p>P65L25 (P72L27~28)</p> <p>P66L17 (P73L5~8)</p> <p>P67L28 (P72L5~10)</p>
県内の在留外国人は、令和元年末現在で約16万5千人であり、この10年間で41.2%上昇しました。国際化が更に進展する中で、県内に暮らす外国人の人権が私たちの人権と同様に守られ、外国人が安心して生活し、活躍できる多文化共生社会づくりを進めていく必要があります。	←在留外国人数 時点修正	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人安全総合対策の推進 ((警)国際捜査課) ○国際理解セミナーの開催 (国際課) 	<p>P66L38 (P67L11~30)</p> <p>P66L37 (P73L19~P74L17、P94L5~6)</p>
また、障害があること、性的指向・性自認 [※] に関すること等を理由とした社会生活上の困難を抱えている様々な方々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めていけるようにしていく必要があります。	<p>←委員・議員から、「外国人等の等がよくわからない。」との意見多数有り、骨子案修正。</p> <p>施策の方向③ 「外国人等が安心して暮らせる環境づくり」</p> <p>↓</p> <p>施策の方向③ 「外国人、障害者、高齢者等が安心して暮らせる環境づくり」 施策7(新設) 「社会生活上の困難を抱えている方への理解促進」</p> <p>注：性思考・性自認(LGBT他)は、数ある人権課題の中の一つとして取り組んでいるため、事業名にはなっておらず、説明文にて説明。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ちばバリアフリーマップによる県内施設のバリアフリー情報の紹介(健康福祉指導課) ○歩道のバリアフリー化の推進(道路環境課) ○鉄道駅バリアフリー設備の整備支援 (交通計画課) ○認知症サポーターの養成 (高齢者福祉課) ○啓発用DVDの貸出し(再掲) (健康福祉政策課) ○人権問題研修会支援事業 (健康福祉政策課) ○人権ユニバーサル事業 (健康福祉政策課) ○障害者条例に基づく周知啓発活動 (障害者福祉推進課) ○学校人権教育研究協議会(全体・地区別・高等学校・推進校・担当指導主事)の開催 ((教)児童生徒課) ○学校人権教育指導資料の作成 ((教)児童生徒課) 	<p>P68L4 (P72L11~12)</p> <p>P68L6 (P73L2~4)</p> <p>P68L5 (P72L5~8)</p> <p>P67L30 (P72L5~8)</p> <p>P68L20 (P72L5~8)</p> <p>P68L21 (P72L5~8)</p> <p>P68L22 (P72L5~8)</p> <p>P68L23 (P72L5~8)</p> <p>P68L24 (P72L5~8)</p> <p>P68L26 (P72L5~8、P74L6~17)</p>

基本的な課題6 生涯を通じた健康づくりの促進			
現状と課題	理由(国計画案 該当箇所)	新規取組・組換えた取組	県頁行(国)
男女が互いの身体的性差を理解し合い、 人権を尊重しつつ 、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。そのためには、身体及びその健康について正確な知識・情報を入手し、それぞれが健康管理とライフスタイルに応じた健康づくりについて主体的に行動し、健康を享受できるよう、 健康の社会的決定要因とその影響が男女で異なることなどに鑑み、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要です。	←(国 P75L13)	○ 柏の葉アカデミア講座 ((教)生涯学習課)	P69L11 (P77L3~10) (P75L8~12)
乳幼児・小児期からの生活習慣や虐待等不適切養育など社会的要因が、成人後の生活習慣、社会的孤立、精神疾患等の原因になりやすいことや、男性は、健康を害する生活習慣や自殺や引きこもりの割合が多いことが指摘されています。	←生涯を通じた健康づくりの促進の課題に追加した、「乳児・小児期」の現状と課題を反映。(国 P75L17)	○ 子どもの医療費助成 (児童家庭課)	P71L32 (P75L17~20)
また、妊娠・出産は、女性にとって大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠から子育てにわたり、切れ目ない支援体制を構築する必要があります。	←(国 P77L11)	・妊娠・出産・子育てに関する知識を普及するためのセミナー (子育て支援課) ○ 切れ目のない支援につなぐ妊娠SOS相談事業(再掲) (児童家庭課)	P72L1 (P77L6~10) P72L2 (P79L2~6)
さらに、人生100年時代を見据え、健康寿命の伸長のために、更年期前後からの健康支援が重要です。		・生活習慣病予防支援人材育成事業 (健康づくり支援課)	P69L9 (P82L2~6)
男女ともに、乳幼児・小児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等生涯を通じてそれぞれが健康上の問題に直面することについて、互いに理解し配慮する必要があります。 年代ごとの課題を踏まえ、健康を阻害する社会的要因への対応も含めつつ 、性差を考慮した医療を進めることは、自分の性の特性を踏まえて、より適切できめ細かい診療や投薬等の医療サービスを受けられる可能性が高まるといふ、大きな効用があります。本県では、県民一人ひとりにとって、よりきめ細やかで的確な医療が提供されるよう、今後、 更なる充実に向け、総合的な対策を推進していく必要があります。	←総括的な説明を補足。(国 P75L34)	○ 思春期保健相談事業の実施 (児童家庭課)	P69L24 (P79L28~P80L7)
情報化の進展した今日、男女の性に関する正しい知識と理解を深めるための普及啓発を、若い世代に向けて行うことの重要性がますます強くなっています。互いの性を尊重し、それぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、HIV・エイズ、性感染症等に関する正しい知識を得るための性教育を学校などにおいて、成長段階に応じて実施していくことが必要です。			
基本的な課題7 防災・復興における男女共同参画の促進			
災害は、自然現象(自然要因)とそれを受け止める側の社会の在り方(社会要因)によりその被害の大きさが決まると考えられることから、被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要であり、男女共同参画の視点から取組を推進することは、防災・減災・災害に強い社会の実現にとって不可欠です。	←災害に関する国の基本認識のうち大前提となる災害被害の決定要因を反映。(国 P85L5)	○ 県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備 (総務課、教育総務課、行政改革推進課)	P74L18 (P32L14~24)
本県にも甚大な被害をもたらした東日本大震災以降も令和元年房総半島台風や集中豪雨など様々な自然災害が起こる中で、 いまだ、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分に浸透しているとは言い難い状況にあります。	←近年の大規模災害の状況を反映と男女共同参画の視点からの取組状況を反映(国 P11L16)		
また、災害時には、平常時における 固定的役割分担意識を反映して、女性への家事・育児・介護等の家事負担が集中、増大しがちになり、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力などの社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの防災・復興における男女共同参画の推進は、誰もが安心・安全に暮らせる社会の基盤となります。	←災害時に予想される、平時から存在している固定的役割分担意識を反映したDVや性暴力等の課題等を説明。(国 P11L6)	○ 避難所等における男女共同参画の視点を取り入れた市町村の取組の支援 (男女共同参画課) ○ 女性用品や乳幼児用品等の備蓄 (危機管理課) ○ 男性相談・女性相談 (男女共同参画課) ○ DV相談 (児童家庭課) ○ 性犯罪・性被害相談(くらし安全推進課)	P73L34 (P87L16~17) P74L2 (P86L16) P74L8 (P87L18~20) P74L9 (P87L18~20) P74L10 (P87L18~20)
地域の防災会議における女性委員の割合は年々上昇しているものの、依然として低い割合に留まっているなど、 防災・復興分野における政策・方針決定への女性の参画は十分とはいえず、未だに少ないのが現状です。	←県5次計画から防災だけでなく復興も含める。(国 P11L18) ※注:国は4次から復興を追加	○ 県及び市町村防災会議への女性の参画促進 (防災政策課、男女共同参画課) ○ 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興に関する、千葉県男女共同参画地域推進員・市町村職員(男女共同参画担当課及び防災担当課)研修等の実施 (男女共同参画課) ○ 防災女性リーダー養成講座の開催 (男女共同参画課)	P72L41 (P87L18~20) P73L8 (P87L18~20) (P87L1~6L30~31) P72L42 (P87L18~20) (P87L12~14L26~29) (P87L33~P88L4)
また、地域における 消防防災体制の中核的役割を果たす消防団 においては、近年の社会経済や災害実態の変化に伴い、災害予防や啓発活動にも活動の場が広がってきており、住宅防火の観点からも、家事に従事する機会の多い女性の視点が重要になっています。そのような中、女性の消防団活動への参加意欲は高まっており、消防団員数が減少する中でも、女性消防団員の数は増加していますが、 令和元年度時点で全体のわずか2.4% であり、今後も更なる増加を図ることが重要となっています。	←女性消防団員数 時点修正		

<p>防災の主体的な担い手として女性を位置付け、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場への女性の参画を拡大するとともに、男女の人権を尊重して安全・安心を確保するため、防災分野における男女共同参画の促進を図ることが必要です。</p>		<p>○県避難所運営等の防災・復興マニュアルに男女共同参画の視点を取り入れるための作成・改定過程への参画 (男女共同参画課)</p>	<p>P73L32 (P87L18~20) (P87L7~11L18~20)</p>
<p>今後も、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」、「千葉県地域防災計画」及び「千葉県災害時における避難所運営の手引き」等に基づき、防災担当部局、男女共同参画部局、県男女共同参画センターが各市町村との連携を強化し、防災・復興において男女共同参画の視点を取り入れた取組の更なる推進を図ることが必要です。</p>	<p>←防災・復興における男女共同参画を取り巻く状況の変化を反映 (国 P85L31)</p>		

基本的な課題8 男女共同参画への意識づくり

現状と課題	理由(国計画案 該当箇所)	新規取組・組換えた取組	県頁行(国)
<p>男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。男女共同参画社会基本法が制定されて21年が経過しましたが、男女共同参画があらゆる立場の人にとって必要だということが十分に理解されてきたとは言えません。令和元年度に行った男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査においても、社会全体での男女の平等意識に関し「男性優遇」と感じる人の割合が約7割を占めています。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターにおける情報誌「eパートナーちば」の発行(男女共同参画課) ○女性リーダー養成講座(女性のための起業支援講座)の開催(再掲)(男女共同参画課) ○女性リーダー養成講座(女性のための就労支援講座)の開催(再掲)(男女共同参画課) ○女性リーダー養成講座(女性のための就農支援講座)の開催(再掲)(男女共同参画課) ○防災女性リーダー養成講座の開催(再掲)(男女共同参画課) 	<p>P75L26 (P99L14~22) P75L28 (P39L21~23) P75L30 (P39L21~23) P75L32 (P39L21~23)</p>
<p>全ての人々が、職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍し、平等と感じられる社会を実現するためには、女性だけでなく、男性、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々に対する男女共同参画への意識づくりが必要です。</p> <p>男女共同参画社会の形成における阻害要因の一つに、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が挙げられます。</p> <p>このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、未だ根強く残っていることから、これを解消し、男性、子ども、若年層などを含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、男女共同参画の理念を正しく広めていくことが重要です。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○大学・企業との連携による専門講座(男女共同参画課) ○地域団体、産業団体等との連携による専門講座(男女共同参画課) ○「千葉県男女共同参画推進員」による企画事業の実施(男女共同参画課) ○男女共同参画関連資料等収集及び提供(男女共同参画課) 	<p>P75L34 (P39L21~23、P87L33~P88L4) P75L35 (P39L13~17) P75L36 (P39L13~17) P75L40 (P39L21~23) P76L1 (P87L33~P88L4、P92L6~7、P97L14~15)</p>
<p>また、社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯をもって生まれてきたものですが、男女共同参画社会の形成という視点から見た場合、表立って性別による区別を設けていない場合でも男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女の自由な活動の選択をしにくくしたり、男女不平等な取扱いになっていたりする場合があります。こうした社会制度や慣行を、男女共同参画社会の形成という視点から考え、男女ともに多様なライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けて見直していくことが必要です。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○千葉県男女共同参画社会づくりネットワーク会議&シンポジウムの充実(男女共同参画課) 	<p>P76L29 (P46L3~5) (P99L14~22)</p>

基本的な課題9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

<p>男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習です。</p>			
<p>令和元年度県民意識調査によると、学校教育の場での男女の平等意識に関し「平等」と感じる人の割合が男性では56%、女性では49%を占め、他の分野に比べると相対的に男女の平等意識が高い水準となっていますが、より一層の男女共同参画について理解を深めるためには、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図ることが重要です。</p>	<p>←県民意識調査 時点修正</p>		
<p>学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じて、学校教育全体を通じ、人権尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図るとともに、男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、一人ひとりの個性を尊重し、その能力を伸ばしていくことができる教育の推進が必要です。また、校長を始めとする教職員に対して、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう研修等の取組を促進することが必要です。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○スーパーサイエンスハイスクール事業の実施((教)学習指導課) ○学校人権教育研究協議会(全体・地区別・高等学校・推進校・担当指導主事)((教)児童生徒課) 	<p>P79L12 (P97L22~23) " P77L38 (P93L21~23)</p>
<p>社会教育においては、男女が生涯を通じて、男女共同参画の意識を高める学習機会の提供や、家庭教育の支援、家庭・地域生活における男女共同参画への理解の浸透を推進することが重要です。また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発に努めることも必要です。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発指導者養成講座の実施(健康福祉政策課) ○さわやか青年教室((教)生涯学習課) ○男女共同参画の推進についての出前講座の実施(再掲)(男女共同参画課) 	<p>P77L36 (P93L21~23) P78L24 (P96L17~18、P97L1~5) P78L25 (P96L14~18P97L1~5)</p>

